

牛頸公民館規約

(所在地)

第1条 牛頸公民館を大字牛頸1357番5号に置く。

(運営費)

第2条 牛頸公民館（以下「公民館」という。）の運営に関する事項は、館長が統括し運営に要する費用は区総会の承認を得て区費および助成金等を充てる。

(公民館運営協議会)

第3条 公民館に牛頸公民館運営協議会を設ける。

2 協議会は、公民館運営の推進力となり、運営に関する企画および助言を行う。

(協議会の委員)

第4条 協議会に委員を置く。

2 委員は、次に掲げるもののうちから館長が委嘱する。

(1) 執行部全員

(2) 評議員会、体育部、文化部、牛頸1組シニアクラブ、牛頸悠々会、地域福祉推進委員会、食生活改善推進会・うしくび文庫、平野小学校PTA、牛頸子ども会育成会、消防団第四分団の代表者1名。

(3) その他館長が必要と認めるもの。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(保全員の任用と服務)

第6条 公民館の管理のため保全員を置くことができる。

2 保全員の任用は館長が推薦し、執行部会において決定する。

3 保全員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、不適任と認められる人物であるとき又は行為があるときは執行部会の承認を得て解任することができる。

4 保全員の手当については予算の範囲内で評議員会の承認を受け執行部会にて決定する。

5 保全員は常に建物内外の清掃につとめ、特に火災、盗難等に注意し、什器備品等の保全に努めなければならない。

6 保全員は、接待等について、館長の要請があるときは、これに応じなければならない。

7 その他、公民館保全員勤務要領による。

(公民館の使用)

第7条 公民館の使用に関しては、牛頸公民館使用規程による。

(規約の改廃)

第8条 本規約の改廃は公民館運営協議会の承認を得てこれを決定する。

附 則

この規約は、昭和55年4月 1日から施行する。

昭和61年4月13日一部改訂

平成 6年4月10日一部改訂

平成 9年4月13日一部改訂

平成24年4月 1日一部改訂

平成29年4月 1日一部改訂

令和 5年3月 4日一部改訂

令和 6年4月 1日一部改訂